

植民地期の法制度変化と現在の経済状況の関係 -- イギリス領インドをめぐる議論から (途上国研究の最前線 第9回)

著者	佐藤 創
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	252
ページ	44-45
発行年	2016-09
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00039495

途上国研究の最前線

第9回

植民地期の法制度変化と現在の経済状況の関係

—イギリス領インドをめぐる議論から—

佐藤 創

かつての植民地地域が今も貧しい場合、その植民地経験にその一因を求めることが少なくない。インドについていえば、イギリスが数世紀にわたりその富を収奪したがゆえに貧しい現在がある、というストーリーとなる。象徴的に言及される例は、世界最古ともいわれるダイヤモンド、今はロンドン塔に展示されるコイヌールイギリス領インドから一九世紀半ばにヴィクトリア女王へと献上され（持ち去られ）た話はインドにて一度ならず耳にした。

より学術的には綿業や徴税制度が好例とされる。一八世紀前半までイギリス市場を席巻したインド製の綿製品（キャラコ）をイギリス本国製の綿製品に対して関税により不利になるようにするなどして打撃を与え、インドを綿業の生産に特化させつつ、イギリス本国が綿業を中心に産業革命をなしたとげたとようなストーリーである。あるいは、イギリスは地税の徴収などを通じて安定化と階層化を促し、かつ、そのためにザミンダールと呼ばれる徴税請負人に広範な権利を認め、これが大地主化したために後に農業の生産性を向上させる方向に社会が向かわなかった、という議論も有力である。こうした植民地支配による搾取、脱工業化、一般庶民の貧困化などの側面を重視する言説は歴史学や経済史などの分野でも広く展開されてきた（たとえば参考文献③）。

対照的に、イギリス領時代の植民地政府の評価として、綿や茶などの世界商品の交易を通じて、インド亜大陸と世界経済を結びつけ、かつ地域内の広域市場を形成する作用をもったという側面を重視する議論がある。植民地政府の直接的な影響（搾取）はさして強くなく、ただし植民地政府に主導された港湾や鉄道の建設によ

り経済が活性化したこと、イギリス領インドは開放的な自由経済であり、現地の商人や民間企業も活発に活動していたことに光を当て、また植民地時代にインド亜大陸で脱工業化が本当に起こったといえるのか、などの議論も展開している（たとえば参考文献⑤）。こうした立場は、現代インドの低い経済水準のおもな理由を植民地経験に求める議論に疑義を呈する傾向がある。

●豊かさ→貧しさ↓制度・歴史への注目

こうした視角の違いは、植民地政府が行った法制度の導入に関する評価にも反映する。植民地政府は一九世紀後半から次々にイギリス領インドにてイギリス法をモデルにした法律を導入し、それらのうちには改正はもちろん経ているものの、インド契約法（一八七二年）など、インド、パキスタン、バングラデシュで現行法でもあるものもある。こうした法制度の導入について、植民地支配による収奪を重視する考え方は、たとえば土地関連法に盛り込まれた売買制約などに着目して収奪手段の一環としての側面を重視し、世界経済との結びつきを重視する考え方は契約法などを例示して当時の市場経済の発展に適した普遍的なルールの確立としての側面を重視して捉えることになる。

ところで植民地時代に形成された法制度を現在の経済パフォーマンスの要因として重視するアセモグルらの議論が近年脚光を浴びた（参考文献②）。とくに重視された制度は所有権と契約に関する法体系である。これらはお互いに知らない者同士が様々な取引を行う市場に不可避の諸問題（取引費用）を小さくして、投資を活発化するインセンティブを高めることに深く関わっていると考えられるからである。

実際、制度の役割を重視する新制度派経済学の先駆者の一人ノースは、長期の経済成長を分けるものは近代的な意味での契約法体系（その前提としての所有権とそれらを担保する裁判などの執行システム）を発達させることができるか否かがあると議論している（参考文献④）。所有権や契約に関する法制度を社会が確立できず、あまつさえ強権的に国有化したり契約を反故にしたりするなどしてこれを侵すような政府を持つ国は停滞状況を抜け出せない指摘する。

次に、では適切な制度はどのような条件があれば発展するのかという点については、偶然の要因を多々孕む制度の史的展開（経路依存性）をみなければならぬと議論され、歴史が重要とされる。ノース自身は制度展開に影響する要因として民主制やイデオロギーの役割を重視したが、アセモグルらの枠組みは「どう西欧列強が非西欧世界の制度を変化させたか」と問うものである。その主張をごく簡略化すると、列強がもたらした制度には、個々の主体の経済活動を活発化させる包括的な制度と一部の階層の利益のみに資する収奪的な制度があり、前者が支配的な制度となった国（天然資源もさしてなく欧州人が入植した地域）、たとえばアメリカやカナダは現在豊かとなり、後者が支配的となった国（天然資源の採掘やプランテーションが発達して社会階層の分化が激しかった地域や熱帯病のために欧州人の入植が難しかった地域）、たとえばラテン・アメリカ諸国は現在も経済的に低水準にあるという説明を展開している。

●イギリス領インド時代の法制度をめぐって

アセモグルらの説には様々な批判が寄せられ

たが、そのひとつはこの仮説では近年の中国やインドの経済状況を説明できないというものがある。中国は民主制も近代的な所有権制度もなくして経済成長しておりインドは世界最大の民主制を誇りかつイギリス領時代から蓄積した所有権・契約法に関する法体系と司法システムを有しているにもかかわらず長らく停滞してきた。

先に紹介したイギリス領インドの世界経済との関わりを重視する立場の論客ロイがアセモグルらの説を批判する直接のポイントは、当時存在していた当地の法慣習とその変容を軽視しすぎているという点である（参考文献⑥）。イギリス勢力はインド亜大陸に存在した西欧のギルドに相当する様々な商人組合や職能組合が欧州のそれよりも強力かつ複雑であると認識し、一八世紀まではこの「ギルド」勢力を保護するルールでもって経済関係を結び、ただし紛争が起こつた際に採用すべき紛争解決「手続」についてのみイギリス流への画一化を進めた。次第に、綿花やインディゴなどの交易に関わる契約上の紛争が頻発し、共有的な家族財産権に対する相続や分割の紛争も絶えず、裁判官がヒンドゥ法典やコーランに答えを探さねばならないような多様な現地慣習を規範とするシステムが機能不全に陥った。それゆえ、知らない者同士の人間が市場にて取引することに適した所有権や契約に関する制度、つまりイギリス的な近代法への転換や法典の整理が行われざるをえなかったとロイは議論する。そのうえで、独立後のインドの停滞は、植民地期の所有権や契約に関する法制度導入との関係は小さく、独立直後に輸入代替工業化に舵を切つて閉鎖的な経済体制にマッチした制度に移行したことが重要ではないかとロイは指摘する。

紙幅も尽きて紹介することはかなわないが、もちろんロイの見方に対して、価値中立的にみえながら、自由貿易や植民地支配を暗に擁護してはいないか、などの批判もある。少なくともこれらの議論からわかることは、私たちが生きるこの現在の世界にはなぜ豊かな国と貧しい国があるのか、その原因をどこに求めるべきかという問題について、多くの経済学者がいまなお苦悶呻吟し、あるいは激しく論争し続けているということである。一九二〇年代に所有権と債権の近代社会における重要性を喝破する論文を次々に上梓した日本民法学の泰斗、我妻栄はその論文のなかで次のように述べている。「踏破し來つた道の困難なりしに比し、到達したる峠の如何に低きことよ。収め得たる展望の如何に狭きことよ」（参考文献①、三一九ページ）。

《参考文献》

- ① 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』有斐閣、一九五三年。
- ② Acemoglu, D. and J. Robinson, *Why Nations Fail*. New York: Crown Business, 2012.
- ③ Bagchi, A., *Colonialism and Indian Economy*. New Delhi: Oxford University Press, 2010.
- ④ North, D., *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. Cambridge: Cambridge University Press, 1990.
- ⑤ Roy, T., *India in the World Economy: From Antiquity to the Present*. New York: Cambridge University Press, 2012.
- ⑥ ———, "Empire, Law and Economic Growth," *Economic and Political Weekly* 47 (8): 2012, 97-104.